

日=日時・期間 定=定員 費=費用 共=共催
 場=会場・場所 内=内容 持=持ち物 申=申込・申請方法
 対=対象 講=講師 主=主催 問=問合せ

=オンライン開催

=HPで詳しく

…こども・教育

…高齢者・介護



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
 ④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。※費用の記載のないものは、原則として無料。
 ※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

…こども・教育

…高齢者・介護

…障害のある方

…事業者の方

…すべての方

…人材募集

ピックアップ

確定申告が 始まります

申告期間

- 所得税・復興特別所得税 2月16日(月)～3月16日(月)
- 贈与税 2月2日(月)～3月16日(月)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 2月16日(月)～3月31日(火)

※令和5年10月以降のインボイス発行事業者として登録した方は、消費税の申告が必要です。

▶ 新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3)☎(6757)7776

▶ 四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7)☎(3359)4451

▶ 国税庁ホームページ(右二次元コード)☞ <https://www.nta.go.jp/>



スマートフォンで確定申告ができます(e-Tax)

下記の「必要なもの」を用意すると、ご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(右二次元コード)」からe-Tax(インターネットからの確定申告)を利用して確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
- ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)
- スマートフォン
※スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票等の申告書作成に必要な書類

●マイナンバーカードの電子証明書の有効期限
切れにご注意ください!

有効期限(発行から5回目の誕生日まで)を過ぎた場合、申告書の送信ができません。

有効期限の確認や更新手続きは、お早めにお願いします。

税理士による無料申告相談

無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出ができます。インターネットでのみ予約ができます。会場でも入場整理券を配布します(なくなり次第終了)。

※譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除の初年度適用の方、所得金額が高額な方や相続税・贈与税の申告相談のある方は相談できません。

●新宿税務署管内の方向け

日程	会場
1月28日(火)・29日(水)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月3日(火)～6日(金)・12日(木)・13日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月9日(月)・10日(火)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
相談 午前9時30分～12時、午後1時～4時 受け付け	午前9時30分～午後3時

申し込みサイト

☞ https://coubic.com/shinjukuzei/booking_pages#pageContent



確定申告会場は「ベルサール渋谷ファースト」

会場への入場にはLINEによる事前予約が必要です。原則として、スマートフォンとマイナンバーカードでの申告となります。

※開設期間中、新宿税務署・四谷税務署に確定申告会場はありません。



日程	会場
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20、住友不動産渋谷ファーストタワー2階)
※3月1日(月)は開場します。	

LINEアプリ(右二次元コード)で国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して各日14日前～2営業日前に予約してください。



●四谷税務署管内の方向け

日程	会場
1月26日(月)	四谷保健センター(四谷三栄町10-16)
1月28日(火)～30日(木)	榎町地域センター(早稲田町85)
2月4日(火)～6日(木)	若松地域センター(若松町12-6)

相談 午前9時30分～12時、午後1時～4時

受け付け 午前9時～11時30分、午後1時～3時

申し込みサイト

☞ https://coubic.com/yotsuyazei/booking_pages#pageContent



確定申告で困ったとき

◆国税庁LINE公式アカウント(右二次元コード)

※受け取りたい情報を事前に受信設定することで、ご自身に合った情報を受け取れます。



◆国税相談専用ダイヤル☎0570(00)5901

◆確定申告書等作成コーナーの操作方法☎0570(01)5901

◆税務相談チャットボット(右二次元コード)

※質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」(右図)が回答します。

